

「キャリア形成促進プログラム」に関する主な質問に対する基本的考え方

以下は、「キャリア形成促進プログラム」に関する主な質問に対する基本的な考え方を示したものです。詳細については、都道府県等を通じて、文部科学省までお問い合わせください。

なお、『専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程』に関する実施要項を「実施要項」、『専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程』に関する記入要項を「記入要項」と略記します。また、「別紙様式」は、「実施要項」の別紙様式を指します。

※点線枠は変更箇所

【「キャリア形成促進プログラム」制度の趣旨】

- Q1. 「職業実践専門課程」と「キャリア形成促進プログラム」との関係について。
- Q2. 専ら資格試験、検定等の試験に対応する授業科目で構成されるプログラムは対象にあたらな
いことについて

【第 2 条第 1 号関係：プログラムの時間数】

- Q3. 授業又は講習のプログラムは、最低期間はどのくらい必要か。
- Q4. 開設時期と通算修業期間について

【第 2 条第 2 号関係：対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力の公表】

- Q5. 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力はどのように公表すればよいか。

【第 2 条第 4 号関係：教育課程編成委員会等】

- Q6. 企業等委員について、既に職業実践専門課程に認定された学科の教育課程編成委員会の委員
とキャリア形成促進プログラムの委員は、別の人を選任しないといけないのか。
- Q7. 教育課程編成委員会等の企業等委員の人数は何人が適当か。
- Q8. 同じ専攻分野で昼間学科と夜間等学科がある場合、それらに共通の教育課程編成委員会等を
置くときには、企業等委員は何人必要か。
- Q9. 教育課程編成委員会等と学校関係者評価委員会の企業等委員は同一人物でもよいか。
- Q10. 教育課程編成委員会等の企業等委員として兼任教員が参画することは可能か。
- Q11. 教育課程編成委員会等や学校関係者評価委員会の同意書・承諾書はいつまでに必要か。
- Q12. 教育課程編成委員会等の諸規程等はいつまでに必要か。
- Q13. 「教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程」とはどのようなものを想定しているのか。
- Q14. 「教育課程編成委員会等の開催頻度等」の実績はどのように解釈するか。

【第 2 条第 5 号関係：実習・演習等】

- Q15. 協定書の締結や実習・演習等の実施は、いつまでに行う必要があるか。
- Q16. 実務家教員のおおむね 5 年以上の実務経験は、どの時点での経験年数が認められるのか。
- Q17. 教育課程編成委員会等及び学校関係者評価委員会では、兼任教員は企業等委員として参画

することができないが、兼任教員が実施する実習・演習等は企業等と連携した授業に該当するか。

- Q18. 医療、福祉等の指定養成施設の場合、法令上既に定められているカリキュラム内容があるが、企業等との連携が必要なのか。
- Q19. 長期休暇を活用した実習・演習等で履修認定されないものであっても、認定要件を満たすか。
- Q20. 学校に附属した実習施設や、設置者が同じだが学校とは独立した施設と連携した実習・演習等は認定要件を満たすか。
- Q21. 実習・演習等において、企業等から派遣された講師等が授業を自ら直接実施しなくても認定要件を満たすか。
- Q22. プログラムを受講する社会人等全員が実習・演習等を履修しなければならないか。
- Q23. 企業等と協定書等を締結していても、個別の講師等とも契約等を締結する必要があるか。
- Q24. 別途提出資料の協定書等や講師契約書等は、全ての企業等について提出する必要があるか。

【第2条第6号関係：社会人が受講しやすい工夫】

- Q25. eラーニングを用いて行う授業はどの程度まで認められるのか。

【第2条第7号関係：学修成果の可視化】

- Q26. 「成績評価の基準・方法」について、プログラムの修了要件との整合性がとれていることについて、どの程度まで記入すればよいか。

【第2条第8号関係：教員の資質向上】

- Q27. 指導力の修得・向上に関する研修のみを実施している場合も認定要件を満たすか。
- Q28. 「専修学校団体主催の研修会」などへの参加についても実績として含まれるか。
- Q29. 研修に関する諸規程はいつの時点で必要か。

【第2条第9, 10号関係：学校関係者評価】

- Q30. 学校関係者評価は、全ての項目を公開しなければならないか。
- Q31. 「(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応」の、「学校が設定する評価項目」は、どの程度記入すればよいか。
- Q32. 「キャリア形成促進プログラム」の認定においては、学校関係者評価の実施・公表は、努力義務ではなく義務となるのか。
- Q33. 学校関係者評価委員会の企業等委員として兼任教員が参画することは可能か。
- Q34. 学校関係者評価委員会の企業等委員は何人必要か。
- Q35. 学校関係者評価委員会の企業等委員以外の委員についても、同意書及び承諾書が必要か。

【第2条第11号関係：情報提供】

- Q36. 「(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応」の「学校が設定する項目」は、どの程度記入すればよいか。
- Q37. 財務情報の提供はどの程度まで行わなければならないか。

【別紙様式 1 - 1 関係】

Q38. 学校関係者評価委員会の企業等委員以外の委員についても、氏名や所属の公開が必要か。

【別紙様式 4 関係】

Q39. 別紙様式 4 はどのように公開すべきか。

【別紙様式 5 関係】

Q40. 名称等変更の届出は、どのような手順で提出すべきか。

【手続き】

Q41. 新規認定に関する年間スケジュールはどうなっているか。

Q42. 1つの学科又は履修証明プログラムに複数のコース等を置いている場合、どのように申請すればよいのか。

Q43. 履修証明プログラムについて、学則上、どの程度まで記載されていなければならないか。

Q44. プログラム名称において、「履修証明」というキーワードが記載されている必要があるか。

Q45. これまで学則に記載せずに履修証明プログラムを開講してきたが、開催実績として認められるのか。

Q46. 学生を対象とした既存のプログラムを、社会人向けとして来年4月から開講する予定だが、今年度の新規認定の推薦を受けることは可能か。

Q47. 学校法人や専修学校の廃止及び統合、名称変更、カリキュラム変更を行った場合、学科の教育内容等に変更がないならば推薦が可能か。

Q48. 在校生が「キャリア形成促進プログラム」を受講し、修了した場合に、当該学生の授業時数に含めることは認められるのか。

Q49. 認定後、学校や学科の統廃合・分離等を行う場合、どのような手続きが必要か。

Q50. 認定後、学科内でコースの設置・統合・分離等（以下、「設置等」という。）を行った場合、引き続き職業実践専門課程の認定を受けられるのか。また、どのような手続きが必要か。

Q51. 認定後、カリキュラム等が大幅に変更となった場合、再度報告が必要なのか。

Q52. キャリア形成促進プログラムの認定を受けた場合、学則に何らかの形で反映させる必要があるのか。

Q53. キャリア形成促進プログラムの認定を受けた後の別紙様式 4 の更新について

【その他】

Q54. 対象となる履修証明プログラムは、収益事業であっても差し支えないか。

【「キャリア形成促進プログラム」制度の趣旨】

Q1. 「職業実践専門課程」と「キャリア形成促進プログラム」との関係について。

A 「職業実践専門課程」は、現行の「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とする専門課程のうち、「職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの」を認定するものです。

一方「キャリア形成促進プログラム」は、「職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを」を認定するものです。

このため、その認定要件には共通する項目もありますが、「キャリア形成促進プログラム」特有の要件もあることにご留意ください。基本的な事項として修業年限2年未満の専門課程又は履修証明プログラムが対象であること、主に社会人（特に職業に必要な能力の修得を求める者）を対象としたプログラムであることが必要です。社会人を対象としたプログラムであることについては、申請様式の中で説明し、そのためのエビデンスを添付いただくことになります。[実施要項 2]

Q2. 専ら資格試験、検定等の試験に対応する授業科目で構成されるプログラムは対象にあたらないことについて

A 専ら資格試験、検定等の試験に対応する授業科目で構成される教育課程編成は、その学修成果が試験・検定の合格を目的とするプログラムである限りにおいて、推薦プログラムの対象となりません。なお、社会人向けに提供されるプログラムとして、当該プログラムの目的を達成するために身に付けることのできる能力などの学修成果を修得し、対象とする職業に結びつけるため、カリキュラム編成の中の一要素として試験・検定に対応する科目が構成されているなど、教育プログラムとして適切に編成されていることについて合理的な説明ができることが必要です。[実施要項 2]

【第2条第1号関係：プログラムの時間数】

Q3. 授業又は講習のプログラムは、最低期間はどのくらい必要か。

A 専門課程の授業の場合は、設置基準に基づく所要時数以上、履修証明プログラムの場合は、法令上の下限時間数である60時間以上が対象となります。[実施要項 3(2)] [記入要項 3頁]

Q4. 開設時期と通算修業期間について

A 開講時期が連続せず、複数の時期に分かれているものについては、元々同一の履修証明プログラムとして提供されており、通算修業期間が2年未満（かつ60時間以上であることが必要）であれば推薦の対象となります。 [実施要項 3(3)]

【第2条第2号関係：対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力の公表】

Q5. 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力はどのように公表すればよいか。

- A 別紙様式1-1では、「対象とする職業の種類」「身に付けることのできる能力」「成績評価の基準・方法」を記述いただくこととなりますが、推薦プログラムのパンフレットやシラバス、ホームページでの周知など、適切な方法で公表する必要があります。なお、キャリア形成促進プログラムとして認定された場合は、別紙様式4によっても、これらの情報を開示しておくことが求められます。 [実施要項 3(3)] [記入要項 4 頁、26 頁]

【第2条第4号関係：教育課程編成委員会等】

Q6. 企業等委員について、既に職業実践専門課程に認定された学科の教育課程編成委員会の委員とキャリア形成促進プログラムの委員は、別の人を選任しないといけないのか。

- A 職業実践専門課程の既認定学科を有する専修学校が推薦プログラムの認定要件を満たすために教育課程編成委員会等を開催する場合は、既認定学科にまたがって教育課程編成委員会を置くことも可能です。その場合、企業等委員については、それぞれ別の人を選任することは必須ではありませんが、当該推薦プログラムの対象とする職業に係る実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員であることが必要となります。なお、当該推薦プログラムの教育内容と職業実践専門課程の既認定学科の教育内容が大幅に異なるものである場合には、別の③の委員が必要となるものと考えます。 [実施要項 3(5)、別添 5 関係]

Q7. 教育課程編成委員会等の企業等委員の人数は何人が適当か。

- A 教育課程編成委員会等は、推薦学科の専攻分野に関する企業等から委員が参画（対外的に当該推薦学科の専攻分野に関連が深い企業等から委員を選任したことが、合理的に説明可能であること。）し、当該専攻分野における実務に関する知見をいかした意見を踏まえた取組を行うことが必要ですので、その目的に沿った適切な人数で構成してください。なお、教育課程編成委員会等を学校が主体的に運営するため、原則として、学校から教育課程の編成の責任者又はそれに準ずる者（学校長、教務長、学科長など）が参画することが必要です。 [記入要項 8~9 頁]

Q8. 正規課程の同一の学科で昼間学科と夜間等学科がある場合、それらに共通の教育課程編成委員会等を置くときには、企業等委員は何人必要か。

- A 複数の学科に共通する教育課程編成委員会等を置く場合、記入要項「教育課程編成委員会等の委員構成について」（9 頁）にあるとおり、「③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員」が、推薦プログラムの対象とする職業分野に関する者として1人ずつ委員として参画することが必要です。

従って、正規課程の同一の学科で昼間学科と夜間等学科に共通する教育課程編成委員会等を置く場合、③の委員は2人以上必要となります。また、設置者が同一の複数の学校で複数の推薦学科の名称が同一であったとしても、学校が異なれば別の学科として個別に認定することになるため、推薦学科の数だけ③の委員が必要です。ただし、当該学科が職業実践専門課程の既認定学科である場合、③の委員は職業実践専門課程と別に専任する必要はありません（Q6 参照）。 [記入要項 9~10 頁]

Q9. 教育課程編成委員会等と学校関係者評価委員会の企業等委員は同一人物でもよいか。

A 両委員会の企業等委員が同一人物になる可能性はありますが、それぞれの委員会の役割等を諸規程等において明確にし、企業等委員の理解も得た上で、それぞれの委員会を開催することが必要です。

Q10. 教育課程編成委員会等の企業等委員として兼任教員が参画することは可能か。

A 当該学校の教職員は、教育課程編成委員会等の企業等委員として参画することはできませんが、学校側の委員として参画することは可能です。ただし、授業科目を担当する教員（常勤・非常勤の別を問わない。）以外の者で、企業等から派遣されて一時点のみ授業を行う等の外部講師・特別講師等（例えば、実習・演習等の授業を行うために専攻分野に関する企業等から一時的に派遣された役職員等の当該学校と雇用関係にない者。）は、企業等委員として参画することが可能です。

Q11. 教育課程編成委員会等や学校関係者評価委員会の同意書・承諾書はいつまでに必要か。

A 推薦を行う年度の前年度から推薦時点までの実績について推薦を行うことになっていますので、それまでに、同意書・承諾書を取得したうえで、教育課程編成委員会等や学校関係者評価委員会を開催していることが必要です。具体的には、教育課程編成委員会等や学校関係者評価委員会の委員の就任期間と会議の開催日が整合していなければなりません。

推薦を行う当初の段階からの添付資料としては提出を求めています。審査の状況によっては提出を求めることがあります。各学校は、これらを保管し、求められれば即時提出できるようにしておいてください。

Q12. 教育課程編成委員会等の諸規程等はいつまでに必要か。

A 推薦を行う年度の前年度から推薦時点までの実績について推薦を行うことになっていますので、それまでに、「教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程」及び「教育課程編成委員会等の規則」を整備し、それらに基づいて教育課程編成委員会等を開催等していることが必要です。具体的には、「教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程」及び「教育課程編成委員会等の規則」の制定日（施行日）と会議の開催日が整合していなければなりません。

[実施要項 3 (5)] [記入要項 12 頁]

Q13. 「教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程」とはどのようなものを想定しているのか。

A 教育課程の編成における意思決定の過程に、教育課程編成委員会等が位置付けられていることが定められているものを想定しています。

この諸規程については、単独で定めるもの、又は各学校、専門課程、学科等における教務等に関する諸規程の中で定めるものなどが考えられます。 [実施要項 3(5)] [記入要項 12 頁]

Q14. 「教育課程編成委員会等の開催頻度等」の実績はどのように解釈するのか。

A 推薦学科の教育活動上必要となる教育課程の編成に応じて教育課程編成委員会等を開催しており、少なくとも年2回以上開催（委員が参集せずに書面のみにより開催する場合は含みません。）していることが必要です。

よって、教育課程の編成の時期等に対応するために、年度をまたいで2回開催している場合も、年2回以上開催しているものと見なします。この場合、推薦時点までに上記の開催実績を満たしていることを証明するため、推薦を行う年度の前年度からの開催記録が必要になります。

[実施要項 3 (5)] [記入要項 11～12 頁]

【第2条第5号関係：実習・演習等】

Q15. 協定書の締結や実習・演習等の実施は、いつまでに行う必要があるか。

A 推薦を行う年度の前年度から推薦時点までの実績について推薦を行うことになっていますので、それまでに、協定書等を締結し、それに基づく実習・演習等を実施し終えていることが必要です。従って、実習・演習等を実施中である場合や、実施予定である場合などは、認定要件を満たしません。

なお、授業科目の一部についてのみ企業等と連携している場合には、授業科目全体を実施し終えている必要はありませんが、当該連携部分について、企業等と連携した生徒の学修成果の評価まで終えていることが必要です。通年の科目については、別紙様式2-2の「実施期間」の欄の記載において、企業等と連携した生徒の学修成果の評価まで終えていることが分かるようにしてください。

[実施要項3(6)] [記入要項11~12頁]

Q16. 実務家教員のおおむね5年以上の実務経験は、どの時点での経験年数が認められるのか。

A 一般的には、教員となる直近の5年以上の実務経験となりますが、かつ高度の実務の経験を有することが求められますので、例えば実務経験が10年以上前など教員となってから相当程度経過している場合は、実務家教員としての適切性を点検いただき、総合的に判断していただくこととなります。

[実施要項3(6)] [記入要項13~14頁]

Q17. 教育課程編成委員会等及び学校関係者評価委員会では、兼任教員は企業等委員として参画することができないが、兼任教員が実施する実習・演習等は企業等と連携した授業に該当するか。

A 専攻分野に関する企業等の役職員として兼任教員が実施する実習・演習等は、連携内容等について認定要件を満たせば、企業等と連携した授業に該当します。しかし、専攻分野に関する企業等の役職員である専任教員が実施する実習・演習等は、企業等と連携した授業に該当しません。ただし、別途、企業等との協定書等を締結して連携を行っている場合に限り、企業等と連携した授業に該当します。

Q18. 医療、福祉等の指定養成施設の場合、法令上既に定められているカリキュラム内容があるが、企業等との連携が必要なのか。

A 医療、福祉等の指定養成施設における実習・演習等であっても、「キャリア形成促進プログラム」の認定を申請するのであれば、企業等と協定書等を締結するなど、「キャリア形成促進プログラム」の認定要件を満たす必要があります。なお、企業等には、病院、介護施設等の関係施設も含まれます。

[実施要項3(5)]

Q19. 長期休暇を活用した実習・演習等で履修認定されないものであっても、認定要件を満たすか。

A 企業等と連携して実施される実習・演習等では、単に実習・演習等を行うだけでなく、成績評価など学修成果の評価までを実施することが必要です。したがって、履修認定されないものは認定要件を満たしません。

[実施要項3(8)]

Q20. 学校に附属した実習施設や、設置者が同じだが学校とは独立した施設と連携した実習・演習等は認定要件を満たすか。

A 学校に附属した実習施設については、学校と独立したものではないため、企業等には該当せず、認定要件を満たしません。しかし、学校に附属した実習施設において企業等から講師等を招くなどの連携により実施する実習・演習等であれば、認定要件を満たします。(校内実習の例)

また、設置者が同じだが学校とは独立した施設として、教育事業とは別に病院などの関係施設を設置運営している場合などは、企業等に該当しますので、当該施設との協定書等の締結等に基づいて実施する実習・演習等であれば、認定要件を満たします。

Q21. 実習・演習等において、企業等から派遣された講師等が授業を自ら直接実施しなくても認定要件を満たすか。

A 企業等から派遣された講師等が授業を自ら直接実施することは必ずしも必要ではありませんが、実習・演習等の実施について企業等と連携することを認定要件としているため、企業等の講師等が全く実習・演習等の実施に関与しない場合には、認定要件を満たしません。

[実施要項 3(6)] [記入要項 14 頁]

Q22. プログラムを受講する社会人等全員が実習・演習等を履修しなければならないか。

A 認定要件を満たす実習・演習等の授業は、これを含む教育課程を編成し、受講者が必ず履修するものでなければなりません。また、対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力に対して、企業等と連携した実習・演習等を履修することが客観的に分かるようにしておくことが必要です。

Q23. 企業等と協定書等を締結していても、個別の講師等とも契約等を締結する必要があるか。

A 企業等と協定書等を締結していれば、その協定書等に基づいて派遣等される講師等について、個別に契約等を締結する必要はありません。

一方で、企業等から派遣される講師と個別に契約等を締結しているだけでは、企業等と学校の連携が組織的に行われていることが確認できませんので、企業等との協定書等は必要となります。

Q24. 別途提出資料の協定書等や講師契約書等は、全ての企業等について提出する必要があるか。

A 連携する企業等の数が5つを超える場合は、「企業等との連携に関する協定書等や講師契約書等」については、任意で主な5つを選択して提出してください。この場合、別途提出資料の「実習・演習等において連携する企業等の概要」で選択する5つと同じ企業等を選択してください。

【第2条第6号関係：社会人が受講しやすい工夫】

Q25. eラーニングを用いて行う授業はどの程度まで認められるのか。

A 正規課程における多様なメディアを高度に利用して履修させる授業については、専修学校設置基準第13条の規定に抵触しない範囲（総授業時数のうち4分の3を超えない範囲）で実施することができますが、推薦プログラムが、要件を全て充足していることが前提となります。なお、履修証明プログラムについては、通信教育における印刷教材等による授業は想定されていないことに留意ください。 [実施要項3(7)] [記入要項6～7頁] [専修学校設置基準]

【第2条第7号関係：学修成果の可視化】

Q26. 「成績評価の基準・方法」について、プログラムの修了要件との整合性がとれていることについて、どの程度まで記載すればよいか。

A 成績評価の基準・方法より成績評価を行うことによって、プログラムの修了要件を満たすことがどのように判定できるのか等、その関係性をわかりやすく記載し、学修成果が可視化されていることが必要です。なお、抽象的な記述や細かく記載することのみを求めるものではありません。 [実施要項3(8)] [記入要項6頁]

【第2条第8号関係：教員の資質向上】

Q27. 指導力の修得・向上に関する研修のみを実施している場合も認定要件を満たすか。

A 対象とする職業に係る実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修と、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための研修の両方を組織的に行わなければなりません。

なお、全教員に必ず両方の研修を受講させることを求めるものではありません。例えば、授業評価等を通じ、いずれかの研修が必要な教員に研修機会を確保すること等を、諸規程に基づいて組織的に行っていることを求める場合も含まれるため、結果的に、一部の教員が研修を受けないこともありえます。

また、一部の教員のみが研修等を受講する場合には、その研修の成果が他の教員にも波及されるのが期待されます。できるだけ多くの教員が研修を受けられることが制度の前提となりますので、その点に留意して参加者等を決定してください。 [実施要項3(9)]

Q28. 「専修学校団体主催の研修会」などへの参加についても実績として含まれるか。

A 当該研修会の目的が、本号で求めている対象とする職業に係る実務に関する知識等や、指導力等の研修として実施されている場合は実績として含まれます。例えば、専修学校団体主催の研修会でも、研修の趣旨次第では実績になります。誰が研修の実施主体かというよりも、研修の実施目的や内容で判断することになります。文部科学省主催の会議や事業等に参加することについては、原則として実績としては認められません。

ただし、当該研修会の受講が組織的に行われる研修であることを証明するため、推薦時における書類において、研修の内容や、諸規程における位置付け等を明確にすることが必要です。

Q29. 研修に関する諸規程はいつの時点で必要か。

- A 推薦を行う年度の前年度から推薦時点までの実績について推薦を行うことになっていますので、それまでに、諸規程を整備し、それに基づく研修を実施していることが必要です。具体的には、研修に関する諸規程の制定日（施行日）と研修会の開催日が整合していなければなりません。なお、「研修等の実績」に関する書類は、推薦年度の前年度における実績であることが必要です。 [記入要項 15 頁]

【第2条第9, 10号関係：学校関係者評価】

Q30. 学校関係者評価は、全ての項目を公開しなければならないか。

- A 学校関係者評価については、「専修学校における学校評価ガイドライン」を踏まえ、学校で行った全ての評価項目についての評価結果を公表しなければなりません。
- また、評価活動の実施の事実関係や会議における企業等委員の発言の有無など、会議の開催記録や議事録のような形式で公表するのではなく、自己評価の結果や改善方策等を踏まえて議論し、取りまとめた具体的な評価結果を対外的に公開し、学校評価の客観性・信頼性を高めるため、評価項目ごとに沿った報告書形式の資料を作成し、公開することが望めます。
- なお、別紙様式1-1の4.(2)で示した項目のうち、(1)から(9)は評価の実施が必要ですが、(10)及び(11)は評価の実施は任意です。 [実施要項 3 (10) (11)] [記入要項 16 頁~18 頁]

Q31. 「(2)『専修学校における学校評価ガイドライン』の項目との対応」の、「学校が設定する評価項目」は、どの程度記入すればよいか。

- A 「専修学校における学校評価ガイドライン」を踏まえ、別紙様式1-1の4.(2)で示した評価項目について、学校で評価項目を設定していることがわかるように、評価項目を例示して記入してください。
- なお、別紙様式1-1の4.(2)で示した項目のうち、(1)から(9)は評価の実施が必要ですが、(10)及び(11)は評価の実施は任意です。 [記入要項 16~17 頁]

Q32. 「キャリア形成促進プログラム」の認定においては、学校関係者評価の実施・公表は、努力義務ではなく義務となるのか。

- A 認定要件として、企業等との連携による実践的な教育活動等を求める観点から、企業等から委員が参画した学校関係者評価の実施・公表を義務として求めています。また、特に企業等から参画した委員の意見について、推薦学科の教育活動その他の学校運営の改善等に活用することにより、PDCAサイクルによる質保証・向上の取組を求めるものです。 [実施要項 3 (10) (11)] [記入要項 15 頁]

Q33. 学校関係者評価委員会の企業等委員として兼任教員が参画することは可能か。

- A 学校教育法施行規則第67条（同規則第189条で専修学校に準用。）にあるとおり、学校関係者は、当該学校の教職員を除くものとされています。
- 従って、学校の教職員は、企業等委員としてのみならず、その他の委員としても、学校関係者評価委員会の委員として参画することはできません。
- ただし、企業等から派遣されて一時点のみ授業を行う等の非常勤講師等（例えば、実習・演

習等の授業を行うために専攻分野に関する企業等から一時的に派遣された役職員等の当該学校と雇用関係にない者。)は、企業等委員として参画することが可能です。

Q34. 学校関係者評価委員会の企業等委員は何人必要か。

A 学校関係者評価委員会は、推薦プログラムに関する企業等から委員が参画（対外的に当該推薦学科の専攻分野に関連が深い企業等から委員を選任したことが、合理的に説明可能であること。）し、当該推薦プログラムにおける実務に関する知見をいかして推薦プログラムの教育目標や教育環境等について評価し、その評価結果を推薦プログラムの教育活動の改善にいかしていくことが必要ですので、その目的に沿った適切な人数で構成してください。

なお、複数のプログラムに共通する学校関係者評価委員会を置く場合には、前述の趣旨を踏まえていれば、必ずしもプログラムと同数の企業等委員が参画することを求めるものではありません。 [記入要項 17~18 頁]

Q35. 学校関係者評価委員会の企業等委員以外の委員についても、同意書及び承諾書が必要か。

A 学校関係者評価委員会の企業等委員以外の委員（保護者、地域住民等）については、同意書及び承諾書を文部科学省へ提出する必要はありません。

しかし、学校関係者評価委員会の委員名簿を文部科学省に提出することが必要であるとともに、学校関係者評価委員会の全委員の氏名及び所属が公開されることから、企業等委員以外の委員（保護者、地域住民等）についても、その旨をご本人に承諾いただくなど、適切な手続きをとることが望ましいと考えます。

【第2条第11号関係：情報提供】

Q36. 「(2)『専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン』の項目との対応」の「学校が設定する項目」は、どの程度記入すればよいか。

A 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」を踏まえ、別紙様式1-1の5.(2)で示した情報提供の項目について、学校で項目を設定していることがわかるように記入してください。当該項目については、原則としてホームページで情報提供しなければなりません。同時にホームページでの情報提供にあっては、学校のトップページから当該情報提供のページへ容易につながるなど誰でもアクセスしやすく、わかりやすい掲載の形式にすることが望まれます。なお、ホームページがない場合に限り、企業等、卒業生、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により、広く情報が提供される方法で行わなければならないものとしします。

なお、別紙様式1-1の5.(2)で示した項目のうち、(1)から(9)は情報提供が必要ですが、(10)及び(11)は情報提供は任意です。

[実施要項 3 (12)] [記入要項 19 頁]

Q37. 財務情報の提供はどの程度まで行わなければならないか。

A 私立学校法第47条に定める「財産目録等」を全てホームページで公開することは認定要件となっていませんが、社会への説明責任を果たし、質保証・向上に取り組む観点から、学校教育法第43条の趣旨も踏まえ、財務諸表やその概要等について積極的な情報提供を行わなければなりません。

【別紙様式 1 - 1 関係】

Q38. 学校関係者評価委員会の企業等委員以外の委員についても、氏名や所属の公開が必要か。

A 学校関係者評価委員会の企業等委員以外の委員も含めた全委員について、氏名や所属を公開することが必要です。このため、企業等委員以外の委員についても、その旨をご本人に承諾いただくなど、適切な手続きをとることが望ましいと考えます。

【別紙様式 4 関係】

Q39. 別紙様式 4 はどのように公開すべきか。

A 上記 (Q36 の A) に回答の通り、原則としてホームページにおいて、学校のトップページから容易にアクセスできるよう、わかりやすいところに、印刷可能な形で、各学科ごとに掲載してください (複数学科を設置する学校であっても、複数の別紙様式 4 をまとめて掲載するのではなく、各学科ごとに参照できる形式としてください。)

【別紙様式 5 関係】

Q40. 名称等変更の届出は、どのような手順で提出すべきか。

A 変更の届出の項目については、学校名、プログラム名 (学科名)、昼夜の別、修業年限のいずれかとなっていますが、所轄庁が当該学科にかかる学則の変更、名称等の変更の届出を受理していることを前提として、キャリア形成促進プログラムにおける変更等の届出を行ってください。なお、キャリア形成促進プログラムにかかる変更の項目以外で変更があった場合 (例: 校長や設置者の変更等) は、文部科学省への届出は不要ですが、変更後も引き続き認定要件に適合していることについて確認し、該当しなくなったと認められる場合は、実施要項別紙様式 7 による届出を行ってください。 [記入要項 1~2 頁、実施要項 5 (6)・別紙様式 5]

【手続】

Q41. 新規認定に関する年間スケジュールはどうなっているか。

A 令和元年度以降の年間スケジュールは次のとおりです。

- ・都道府県知事等から文科省への最終推薦期限・・・毎年 11 月 30 日
- ・認定の公示・・・・・・・・・・・・・・・・原則として毎年 1 月

[実施要項 5 (3)]

Q42. 1 つの学科又は履修証明プログラムに複数のコース等を置いている場合、どのように申請すればよいのか。

A 1 つの学科 (履修証明プログラムの場合を含む。以下同じ。) に複数のコース等を置いている場合、コース毎にそれぞれ別紙様式 1 - 1 から別紙様式 4 を作成してください。「学科」単位で認定するため、1 つでも認定要件を満たさないコース等がある場合には、学科全体として認定されません。

別紙様式の記入にあたっては、「○○学科 (△△コース)」のように記入してください。「生徒総定員」「生徒実員」「専任教員数」「兼任教員数」「総教員数」「就職率」等については、コース毎の人数等を記入してください。コース毎に生徒定員を設定していない場合には、「○人の内数」と記入してください。(○人は、学科の「生徒総定員数」です。)

なお、別途提出資料については、同一資料を複数提出する必要はありませんので、どの資料がどの様式に対応した別途提出資料なのかわかるようにして提出してください。

ただし、コースの別が、昼夜の別又は修業年限の別である場合は、認定されるプログラムとして別であるため、別申請として推薦願います。 [実施要項 3 (2)、記入要項 1]

Q43. 履修証明プログラムについて、学則上、どの程度まで記載されていなければならないか。

A 学則には、少なくとも当該プログラム名称、定員、修業期間・授業時数など履修証明プログラムであることを判別できる情報は記載をお願いします。このほか、履修証明プログラムとしての公表事項（目的、履修資格、内容、授業の方法、修了要件等）については、学則の中の並びをみながら判断してください。 [実施要項 3 (2)] [記入要項 7 頁]

Q44. 履修証明プログラム名称において、「履修証明」というキーワードが記載されている必要があるか。

A 履修証明プログラムとしては、名称にこれらの用語が含まれている必要はありませんが、学則において記載する等により、特別の課程であることが判別できるようにしてください。

Q45. これまで学則に記載せずに履修証明プログラムを開講してきたが、開催実績として認められるのか。

A 履修証明プログラムの編成にあたっては、その名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習または授業の方法、修了要件等をあらかじめ公表しておくことが必要ですが、履修証明を行うことについて学則への記載は必須ではありません。キャリア形成促進プログラムとしての諸要件を満たす場合に、これまで学則に記載されていたかどうかは必ずしも必要ではありませんが、申請にあたり学則に記載することは必要となります。

[実施要項 3(2)]

Q46. 学生を対象とした既存のプログラムを、社会人向けとして来年4月から開講する予定だが、今年度の新規認定の推薦を受けることが可能か。

A キャリア形成促進プログラムとして推薦を受けるためには、全ての要件を満たす必要がありますが、特に既存のカリキュラムをキャリア形成促進プログラムとしての教育課程に編成するには、そのための教育課程編成委員会を開催し、学校関係者評価委員会における評価結果や改善方策等について、推薦プログラムの教育活動への反映状況等についても盛り込まれていることが必要です。 [実施要項 3(5),(11)] [別紙様式 5 関係]

Q47. 学校法人や専修学校の廃止及び統合を行った場合、学科の教育内容等に変更がないならば推薦が可能か。

A 都道府県知事等において当該学科を廃止・新設としておらず、当該学科の卒業生が出ていれば推薦が可能です。

Q48. 在校生が「キャリア形成促進プログラム」を受講し、修了した場合に、当該学生の授業時数に含めることは認められるのか。

A 社会人を対象とするプログラムについて、その定員の充足状況により在校生も費用を負担して受講者となることは妨げられませんが、キャリア形成促進プログラムの授業時数を異なる教育課程の授業時数に含めることはできません。

Q49. 認定後、学校や学科の統合・分離を行う場合、どのような手続きが必要か。

A 学校や学科の統合・分離を行う場合、既に認定されている学科の認定要件に係る体制やカリキュラム等を引き継いだ学科においては、「名称変更」として手続きすることが可能です。(A校を廃校にしてB校にA校の学科を引き継ぐ場合や、C学科をD学科とE学科に分離する場合などが想定される。)

ただし、学校や学科の統合・分離によって、認定要件を満たさなくなったり、認定を受けた学科の設置目的等に照らし、同等の学科といえなくなったりする場合には、引き続き認定することはできませんので、一度下げのうえ、学科として認定要件を満たした後に、改めて申請の手続きが必要です。

名称変更の手続きか、廃止及び新規設置の手続きをとるかについては、学校や都道府県知事等における整理を踏まえて御判断ください。

Q50. 認定後、学科内でコース等の設置・統合・分離（以下、「設置等」という。）を行った場合、引き続き職業実践専門課程の認定を受けられるのか。また、どのような手続きが必要か。

A 既に認定されている学科にコースの設置等を行った場合、当該コースが完成年度を迎える前であっても、当該コース等も含めて学科全体で認定要件を満たしており、当該コース等が学科の設置目的に沿っている場合には、引き続きキャリア形成促進プログラムとなることができます。

コース等の設置等を行った場合、別紙様式8及び当該コース等を含めた既認定学科の別紙様式4「キャリア形成促進プログラムの基本情報」等を文部科学省へ提出するとともに、学校のホームページに掲載し、広く関係者への情報提供を行う必要があります。

ただし、キャリア形成促進プログラムは「学科」単位で認定するため、1つでも認定要件を満たさないコース等がある場合には、学科全体として、引き続き認定することはできませんので、一度下げのうえ、コースも含め、学科全体として認定要件を満たした後に、改めて申請の手続きが必要です。

なお、一部コースの廃止のみによって、別紙様式4の提出等の手続きは必要ありませんが、学校や学科全体を廃止するなど、告示（公示）内容に変更がある場合には、所定の手続きを行ってください。

Q51. 認定後、カリキュラム等が大幅に変更となった場合、再度報告が必要なのか。

A 現時点では、カリキュラム自体を変更することをもって文部科学省に報告いただくことは想定していませんが、推薦時に提出するとともに学校のホームページに掲載する別紙様式4「キャリア形成促進プログラムの基本情報」を更新し、広く関係者への情報提供を行わなければなりません。

[実施要項 5(4)]

Q52. キャリア形成促進プログラムの認定を受けた場合、学則に何らかの形で反映させる必要があるのか。

- A 「キャリア形成促進プログラム」の認定を受けるために必ずしも学則の変更を求めるのではなく、都道府県知事等が認可若しくは受理した最新の学則をもって推薦することとなります。
- また、「キャリア形成促進プログラム」の認定を受けたことによって、学則の変更を生じるものではありません。

Q53. キャリア形成促進プログラムの認定を受けた後の別紙様式4の更新について

- A 「キャリア形成促進プログラム」の認定を受けたプログラムは、認定後1ヶ月以内に別紙様式4をホームページに掲載するとともに、定期的な点検を行い、常に最新情報に更新してください。
- [記入要項 26 頁]

【その他】

Q54. 対象となる履修証明プログラムは、収益事業であっても差し支えないか。

- A 当該プログラムが、学校法人としての付随事業か収益事業と整理されるかについては、所轄庁において判断されるものと考えますが、収益事業であるか否かは、本認定プログラムの申請資格があるかどうかと直接関係ありません。